

市町長意見の提出状況

(仮称) 九十九里洋上風力発電事業に係る環境影響評価方法書
(株式会社ユーラスエナジーホールディングス)

- 1 環境影響を受ける範囲であると認められる地域
匝瑳市、山武市、大網白里市、九十九里町、横芝光町、白子町
- 2 市町長意見について
意見有り（別添参照）



匝環第240号

令和7年10月15日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

匝瑳市長 宮内 康幸



(仮称) 九十九里沖洋上風力発電事業に係る環境影響評価方法書に対する
意見について (回答)

令和7年10月2日付け環第749号で照会のあったことについて、別紙
のとおり回答します。

問合せ先

匝瑳市環境生活課環境班

TEL 0479-73-0088

FAX 0479-72-1116

E-mail k-kankyo@city.sosa.lg.jp



(仮称) 九十九里沖洋上風力発電事業に係る環境影響評価方法書に対する
意見について

1 騒音振動について

洋上風力発電施設から発生する騒音、低周波音及び振動について、周辺地域における住民の身体への影響、健康被害に十分配慮し、身体への影響及び健康被害に対しては真摯に対応すること。

2 動植物について

九十九里浜及び周辺海域に生息する鳥類、魚類等の動物、植物の生態を十分に把握し、環境保全に努めること。

3 漁業者等について

当海域において業を営んでいる漁業関係者等に対する影響に十分配慮すること。

4 全体として

洋上風力発電施設に関連して発生する苦情や問題に対して、その解決に向け真摯に対応すること。

建環生第349号
令和7年11月12日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

山武市長 松下 浩明



(仮称)九十九里沖洋上風力発電事業に係る環境影響評価方法書に対する
意見について（回答）

令和7年10月2日付け環第749号で照会のあったことについて、別紙
のとおり回答します。



別紙

(仮称) 九十九里沖洋上風力発電事業に係る環境影響評価方法書に対する意見について（回答）

1 騒音等について

洋上風力発電施設から発生する騒音、低周波音及び振動について、周辺地域の住民等への影響に配慮するとともに、身体への影響及び健康被害に対しては真摯に対応すること。

2 漁業者等について

当海域で業を営んでいる漁業関係者等に対する低周波音及び船舶への電波障害等の影響について十分配慮すること。

3 地形及び地質について

洋上風力発電施設の設置によって起こり得る潮流の変化について十分に把握し、波への影響に配慮すること。

4 動物・植物・生態系について

事業実施想定区域及びその周辺の動物・植物・生態系について十分に把握し、洋上風力発電施設の設置等による動物・植物・生態系への影響に配慮すること。

5 景観について

洋上風力発電施設の配置等を十分に検討し、眺望景観に配慮すること。

6 人と自然との触れ合いの活動の場について

海水浴場等の人と自然との触れ合いの活動の場の環境保全に努めること。

また、山武市の本須賀海水浴場に関しては、今後のブルーフラッグ認証取得に影響のないようにすること。

7 全体として

住民の生活環境及び当海域における漁場や観光資源への影響に配慮すること。

また、洋上風力発電施設に関連して発生する苦情や問題等に対して、解決に向けた真摯な対応をおこなうこと。

地 第 1894 号
令和7年11月17日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

大網白里市長 金坂 昌典
(公 印 省 略)

(仮称) 九十九里沖洋上風力発電事業に係る環境影響評価方法書に対する意見について (回答)

令和7年10月2日付け環第749号で照会のありました標記の件について、別紙のとおり回答いたします。

お問合せ
大網白里市 地域づくり課 環境対策班
電話 0475-70-0386
FAX 0475-72-8454
MAIL chiiki@city.oamishirasato.lg.jp



別紙

(仮称) 九十九里沖洋上風力発電事業に係る環境影響評価方法書
に対する意見について

1. 騒音・振動について

洋上風力発電施設から発生する騒音や振動について、周辺の住民等への影響を適切に予測し十分配慮すること。

2. 動植物について

周辺地域で飛行する鳥類、生息する海生生物等の動植物への影響を適切に予測し環境保全措置を講ずること。

3. 漁業者等について

当海域で業を営んでいる漁業関係者等に対する低周波音、風車の影及び電波障害等の影響について十分配慮すること。

全体として

洋上風力発電施設に関連して発生する苦情や問題等に対して、解決に向けて真摯に対応すること。

九まち第1249号
令和7年11月25日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

九十九里町長 浅岡 厚
(公印省略)

(仮称) 九十九里沖洋上風力発電事業に係る環境影響評価方法書に対する意見の提出について

令和7年10月2日付け環第749号にて依頼があった標記の件について、環境影響評価法第10条第3項の規定により、下記のとおり環境保全の見地から意見を述べます。

記

1 騒音及び超低周波音について

方法書以降の手続きにおいて、騒音及び超低周波音の影響については影響予測を十分に行い、環境保全に努めること。また、騒音及び超低周波音の発生に留意し、苦情が発生した場合は真摯に対応すること。

2 動物（空域を飛翔する動物及び海域に生息する動物）について

鳥類、魚類、哺乳類、海棲哺乳類等の状況を十分に把握し、環境保全に努めること。

3 景観について

風車の配置等を考慮し、眺望景観への影響の低減に努めること。

4 人と自然との触れ合いの活動の場について

住民の生活環境の保全に十分努めること。

5 全体として

近隣の住民や当海域において業を営んでいる漁業関係者等に対する影響について十分配慮し良好な住環境を保持すること。

また、洋上風力発電施設に関連して発生する苦情や問題に対して、その解決に向け真摯に対応すること。

【お問合せ先】

九十九里町まちづくり課

環境係 ■

TEL : 0475-70-3167

e-mail : kankyou@town.kujukuri.lg.jp



横環第577号

令和7年11月17日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

横芝光町長 佐藤 晴彦

(公印省略)

(仮称) 九十九里沖洋上風力発電事業に係る環境影響評価方法書に係る意見について(回答)

令和7年10月2日付け環第749号により照会ありました標記の件につきまして、下記のとおり回答いたします。

記

1. 騒音について

洋上風力発電施設から発生する低周波騒音等について、周辺地域の住民等の身体への影響、健康被害等に十分配慮すること。

2. 動植物について

九十九里浜はアカウミガメが恒常に産卵する地域であり、町の海岸線付近には多くの動植物が生息していることから、専門家の知識を活用しながら、影響について十分把握し環境保全に努めること。

3. 漁業者等について

範囲内の海域において業を営んでいる漁業関係者等に対する影響に十分配慮すること。

4. その他

住民の生活環境保全に対し十分に努めたうえで、洋上風力発電施設に関連して発生する苦情等に対し、解決に向けて真摯に対応を行うこと。



白環第66号

令和7年12月2日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

白子町長 緑川 輝男



(仮称) 九十九里沖洋上風力発電事業に係る環境影響評価方法書に係る
意見について (回答)

令和7年10月2日付け環第749号で照会のあったことについては、別紙のと
おり回答します。



担当

白子町環境課環境係

TEL 0475-33-2118

FAX 0475-33-4132

10 E-mail kankyou@town.shirako.lg.jp

(仮称) 九十九里沖洋上風力発電事業に係る環境影響評価方法書に係る
意見について (回答)

1 景観について

洋上風力発電施設の配置等を考慮し、眺望景観への影響に十分配慮すること。

2 全体として

洋上風力発電施設に関連して発生する苦情や問題に対して、その解決に向け真摯
に対応すること。